

## 令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月17日（第13日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝 上 広 行	9番	定 松 弘 介
2番	南 里 隆 司	10番	前 田 弘次郎
3番	田 島 隆 一	11番	吉 岡 英 允
4番	吉 岡 正 博	12番	草 場 祥 則
5番	岸 川 信 義	13番	片 渕 栄二郎
6番	友 田 香将雄	14番	西 山 清 則
7番	重 富 邦 夫	15番	溝 上 良 夫
8番	中 村 秀 子	16番	内 野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	百 武 和 義
教 育 長	下 平 博 明	総 務 課 長	谷 崎 孝 則
企画財政課長	大 串 恭 隆	総合戦略課長	山 口 裕 一
税 務 課 長	出 雲 誠	住 民 課 長	永 尾 宗 紹
保健福祉課長	山 下 英 治	長寿社会課長	小 野 勉
生活環境課長	川 崎 美津夫	農業振興課長	吉 村 浩
商工観光課長	筒 井 直	農村整備課長	吉 村 大 樹
建 設 課 長	鶴 田 浩 紀	会 計 管 理 者	久 原 美 穂
学校教育課長	久 原 正 好	新しい学校づくり課長	永 石 敏
生涯学習課長	矢 川 靖 章	農業委員会事務局長	石 田 善 人
代表監査委員	稲 富 健 朗		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 原 賢 一
課 長 補 佐	片 渕 英 昭
議 事 係 書 記	草 場 雅 子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	吉 岡 正 博	5番	岸 川 信 義
----	---------	----	---------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第41号 令和6年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について

---

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡正博議員、岸川信義議員の両名を指名します。

次に、本日の議事進行について申し上げます。

本日の審議は、議案第41号の質疑を行います。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、議案第41号「令和6年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

決算認定の質疑では、事業の内容等については担当課長に、決算審査意見書については監査委員に各決算資料の名前とそのページをはっきりお示ししてから質疑をしてください。

質疑に入ります。

まず、総括及び歳入。

決算書の1ページから47ページまで、質疑はありませんか。

○溝上広行議員

まず決算書の18ページ、タブレットだと24ページです。

社会教育施設使用料の収入未済というのがありますけれども、その原因は何かを教えてください。

金額は、歳入未済額が1万6,753円というところですね。

次に、決算書45ページで、タブレットだと51ページになります。

これは、目は、遡って目5の雑入の、節が16の生涯学習課雑入の歳入未済額の8万3,567円も同様に原因を教えてください。どういう理由でこれが発生したのかというのを教えてください。

決算書に対しては以上なんですけど、あとは全体に関してなんですけれども、決算内容説明書に関してなんですけれども、同じようなやつで、予算のときに主要事項説明書というのがあるかと思えますけれども、その予算の主要事項説明書に記載があるものの、今回の決算説明報告書には記載されていない事業があったりして、あと記載の順番も予算のときの説明書と今回の決算のときの報告書とでは一致しないものがあるので、どういうルールで運用されているのかというのが分からなくてですね。可能ならば、予算のときにそういうふうに出したものは決算でも同じように出していただいで、順番も一緒にしていただければなと思えますので、それが可能かどうかというのをお尋ねします。

そして、さっき話に出てた決算概要説明書でも全体的な話なんですけれども、各課で書いている様式というか内容がばらばらなので、そこを統一したりとか、あと記載内容も、口頭文じゃなくて箇条書スタイルにできないかなと思っております。何か読み原稿みたいな書き方をされてるところがあったり、である調なのか、ですます調なのかというのもあったりとばらばらなので、そこを統一して運用していただけないかな、今後という、その質問です。

以上です。

## ○矢川靖章生涯学習課長

そしたら、生涯学習課の収入部分ですね。

決算書18ページ、社会教育施設使用料の収入未済の原因、そして関連しますので、決算書45ページ、生涯学習課の雑入も併せて説明をさせていただきます。

決算書18ページ、収入未済の1万6,753円の内容としましては、ふくどみマイランド公園、福富社会体育館の清涼飲料の自動販売機の設置場所の行政使用料というふうになります。

自動販売機の設置場所の使用料につきましては、もう一つの質問の決算書45ページの諸収入、雑入の収入未済8万3,567円の自動販売機電気料と合わせて年度末に調定を起こしまして、4月上旬には設置業者へ納付書を送付をさせていただいてるところですが、事業者の業務の都合上、毎年、支払いまでに相当の時間を要しております。今回も、事業者のほうから納入があったのは、納付書発送から1箇月以上経過をしました5月23日に金融機関で納入をされております。しかしながら、町発行の納付書によりまして納入される場合、指定金融機関ではない金融機関で納入された場合、会計室の事務処理まで2週間近くかかっております。結果として、町が収入として処理できたのは、出納閉鎖後の6月2日になりまして、6年度決算では収入未済いうふうになっております。

改めて申しますと、質問の収入未済でありました自動販売機の行政財産使用料と雑入の電気料金は、既に納入済というふうになっております。7年度分につきましては、5月の前半になるべく納入していただきますよう、事務的にも早く取りかかりまして、早期に納入していただくように業者のほうへも呼びかけを行っていきたく思います。

以上です。

## ○大串恭隆企画財政課長

溝上広行議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、予算の主要事項説明書に記載されているが、決算の説明報告書には記載されていない事業があると、順番も一致していないということなんですけども、基本的には当初予算の主要事項説明書と決算の決算説明報告書は連動はさせております。具体的に申し上げますと、当初予算につきましては、新規事業と主要事業を掲載をさせていただいております。決算書には主要事業を載せているというところでございます。それと、6年度決算、今度の決算書からなんですけど、配列がばらばらでございましたので、各課、係ごとに予算書の款項目節の分で並べ替えております。というのは、説明会があったときに、各課、各係が順番に説明をしていいようにというような配慮から、そういうふうな順番を並べ替えております。それと、途中で事業の内容が切り替わる、国の事業等が変わって、当初予算にのせてた事業が決算では違うといった場合については、当初と決算の説明報告書が違うという場合もあるかと思っております。

2点目でございます。概要説明書の分でございますが、この分については、令和4年度分、令和5年9月の決算議会から概要説明書を議会のほうに出しております。この分につきましては、内容的には監査委員の決算監査が行われてるわけでございますが、その内容で各課の課長が説明するというふうな内容を載せておりますが、あくまでも議員の皆様に分かりやすいようにということで、令和4年度分から決算の説明書の内容をそのまま掲載をするというふうなルールになっておりまして、各課の報告についてはルールもございませんし、監査委員のほうから特段合わせてほしいとかというようなことではございません。これを同じようにするという話になると、議会用にまた作り直さないといけないということになりますので、新たな時間等が発生するので、このままの形でいかせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

## ○内野さよ子議長

ほかに質問ありませんか。

## ○吉岡正博議員

まず、内容説明書の1ページ、タブレットでは5ページになりますけれども、決算指標等の表が3つあって、その一番上の決算指標等です。

これを見ますと、経常収支比率は75%未満が好ましいと一般的にされておりますけれども、令和5年度より1.9%アップの6年度は93.5%、それから実質公債費比率は、本町は要注意基準を10%とされておりますが、6年度は5年度より0.7%アップの10.9%となっております。

まず、この実質公債費比率の令和6年度単年度分の率は幾らかということをお尋ねしたいことと、その上で、この2つの上昇はなぜかということ、それから今後の対応を教えていただきたいと思います。

それから、もう一つです。これは先ほどの溝上議員と一緒にですが、収入未済額の理

由をお尋ねしたいと思います。

まず、決算書17ページ、タブレット13ページですが、15の1の1目総務使用料の中の1節の総務使用料で、収入未済額が50万4,200円あります。それから、次のページの15の1の5目の土木使用料の中に、道路占有料が未済額が533万円、そして飛びますけども、決算書42ページ、タブレットで48ページになりますが、ここに2の5の5目の雑入で、3節に総合戦略課雑入ということで、未済額が559万円ありますけど、これを、理由を教えてくださいたいと思います。

以上です。

### ○大串恭隆企画財政課長

先ほどの吉岡議員の質問でございますが、まず説明報告書の中にある実質公債費比率の件からでよろしゅうございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

実質公債費比率につきましては、単年度で申しますと11.5%。

まず、実質公債費比率というのは財政的な指標でございますして、実質公債費比率のことを説明をさせていただきます。

公債費に係る財政負担の度合いを示す指標でございますして、地方公共団体の一般財源の標準的な規模に占める全部の会計の公債費や、加入してる一部事務組合が負担する公債費や、公債費に準ずる債務負担行為などの公債費に準ずる経費の比率で、3箇年の平均ということにはなっております。指標を見てますと、若干上がり基調でございますして、令和2年から上がっておりますして、令和2年から10%、令和3年も同じく10%、令和4年が10.1%、令和5年が10.2%、令和6年が10.9%というふうになります。先ほど申し上げましたように3年間の平均ですので、10%を超えるということになっておりますと、当然3年平均ですから10%を超えるわけでございます。

この内容についてはどうなのかという内容でございますが、上昇の原因と今後の方向というふうなことだと思いますが、本町では、過疎債や合併特例債などの多くは10年から15年で借入れを行っております。一方、現在、国税の上振れ等で、20年で借りている臨時財政対策債、臨時財政対策債と申しますのは、地方交付税が財源不足だったために全額臨時財政対策債を発行させて、後の償還については全額地方税でみるということの部分でございますして、が最近減少いたしております。令和7年度からは臨時財政対策債の借入れは0でございますして、単年度の公債費が大きくなっております。ここ数年は、給食センターや学校建設事業により過疎債や合併特例債の借入れが大きくなっていること、7割の交付税措置があるものの、3割の実質的な負担額も比例して大きくなっていることで、比率が上昇いたしております。

今後の対応ですが、毎年の公債費のうち、交付税で措置されていない部分を用意しておく必要がございます。現在、決算剰余金につきましては財政調整基金に積み立てておりますが、今後は減債基金への積立てを増やしていくことと考えておるところでございます。

また、白石地域の新設小学校の建設事業で、起債額は今後多くなる見込みを立てております。過疎債の公共施設マネジメント特別分ということになることで借入れの期間を25年にできることから、負担の公平化を図ることができるようになっております。

本町の交付税につきましては、優遇措置の減少、合併算定替えの逡減でございますが、平成27年度から始まっております。それに伴い、交付税が減少をしていってございまして、一般算定となった令和2年度には、ピーク時が平成22年度でございますが、よりも8億8,000万円減少いたしております。交付税は町税の額も影響いたしますために、一概に単純比較はできないところでございますが、当時はまだ国の緊縮財政が続いていた時期でもございまして、一般財源の減少に危機感を持ってございました。このような時代の状況から、10%を一つの目安ということで、起債額につきましても毎年8億円以下という方針を立てておったところでございます。

しかしながら、令和になりまして物価高となっております。大企業を中心といたしました人件費が上昇し、国税が上振れをしてございまして、30年続いたデフレから脱却の状況にある状況でございます。国におきましては、人件費の削減や建設事業の抑制などコストカット型経済からの脱却を図ってございまして、交付税についても上昇に転じ、合併優遇措置の縮小が始まる前のレベルまで戻ってきておると思っております。比率は低いにこしたことはございませんが、国が示す基準というのが18%という基準がございまして、この基準を大きく下回る範囲内でございます、問題はないというふうなことで判断をいたしております。

経常収支比率につきましては、93.5%になっております。

経常収支比率は、どうして出すかと言いますと、難しくなるわけですけど、分母と分子がございまして、分母には収入の経常一般財源の充当額と、先ほど申しました臨時財政対策債が分母でございまして、分子が歳出の経常経費の充当の一般財源ということで、割ったところ93.5%というふうな数字になっております。93.5%につきましては、前年度が91.6%でございましたので、1.9ポイント大きくはなっておりますが、分母となります経常一般財源は前年度とほぼ同額ございました。分子となる人件費、公債費、物件費等が増加したことが原因でございまして、人件費は給与改定によるもの、物件費は物価上昇によるもの、公債費は償還期間の長い起債残高が減少いたしまして、償還期間の短い過疎債の残高の増加によるもので、令和6年度経常収支比率が93.5%ということで上昇いたしております。

以上でございます。

## ○内野さよ子議長

続けて答弁を。

## ○大串恭隆企画財政課長

続けてということでございますので、先ほどの決算書の17ページの分でございますが、この分につきましては、町有地に建っております九電柱の行政財産使用料としての電柱使用料でございます。年度末で電柱本数の確定後の請求でございまして、納期限の設定及び金融機関の送付日程等で起因するものでございます。この分については、建設課の電柱使用料、これは道路に立ってる部分と合わせて建設課のほうで事務をしていただいております、年度を超えて収入をしてるところでございますが、6月12日の日に収入はいたしております。

以上でございます。

#### ○鶴田浩紀建設課長

今申されましたとおり、建設課のほうで電柱の使用料関係の事務をさせていただいておまして、建設課で扱ってる分につきましては、町道、農道、林道などの取扱いをさせていただいております。

年度末から年度初めにかけて電柱の占用料を算定する中におきまして、建設課が把握をしております本数と、それからの九電側が把握をしている本数に若干の差異がございましたことから、関係課と、それから前任の担当者などに確認をしながら修正を行ったところでございます。その後、双方の把握本数が一致をいたしましたので、5月初めに九電宛てに占用料の請求書を発送することにしてございましたけれども、業務多忙となり、発送を1回失念をいたしております。その結果、実際の発送が5月20日に発送をいたしております。このことから、九電側へは何とか5月中の入金に間に合うようお願いをしたところでございますけれども、本社扱いということで、事務処理上どうしても一定の期間が必要ということでしたので、5月の納入には至らなかったところでございます。実際の入金は、先ほどあったように6月12日となっております。

今後はこういったことが起きないように、担当者任せにはせず、対策の情報共有を行いながら、スケジュールの確認、フォローアップなど、係内ミーティングを密に行うよう指示をいたしております。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

#### ○山口裕一総合戦略課長

決算書42ページ、総合戦略課分の雑入の収入未済額559万6,000円についてでございますけれども、令和4年1月13日に行いました行政代執行解体費の一部履行された残りの収入未済額ということになります。

以上でございます。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑はありませんか。

#### ○草場祥則議員

決算書の6ページ、タブレットの10ページですね。

教育費で、不用額で1億2,000万円の不用額が出ております。多額になっております。この要因を教えてください。

#### ○久原正好学校教育課長

失礼します。教育費で1億2,000万円程度の不用額が出ているという御質問でございます。

主なものについてかいつまんで申し上げたいと思います。

まず、事務局費でございます。決算書で138ページでございます。タブレットは御覧いただきたいと思いますが、事務局費が638万3,788円の不用額というところがございます。これにつきましては、後ほども出てきますけど、人件費の上昇等を考慮した予算を計上していたところですが、最終的に減額となったというところがございます。

あと、教育振興費、ページが140ページでございます。合わせて692万9,019円の不用額となっております。これにつきましては、総じて各項目において不用額が発生しているところがございますけど、主にはICT支援事業、小・中学校のICT関係の支援員を業務委託しておるところの中の入札減というところがございます。

続きまして、小学校費の小学校管理費ですけど、小学校、中学校、共通してなんですけど、小学校費が、これも142ページでございます、一番下段、1,481万4,563円、そして中学校費でございます、146ページ、777万3,982円、共通して光熱水費が不用額というところがございます。小学校においては774万2,885円、中学校においては、147ページ、415万6,415円というところ。

そして主立ったものについては、あとは162ページになりますが、学校給食費でございます。学校給食費の中で、主なものとしたしまして、給食調理業務委託料でございます。これが、入札減のほうで1,736万円程度不用額ということでございます。

また、それと食材費も不用額というところになっておりまして、166ページでございますが、142万円程度ですね。

そういった人件費や動力光熱費、給食に係るものをについては、なかなか支出の見通しが難しいという部分でございますが、減額できるものにつきましては精査して補正を行いまして、適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

## ○内野さよ子議長

ほかに。

## ○中村秀子議員

決算書9ページ、説明資料の21ページなんですけれども、個人町民税について質問いたします。

監査委員の指摘事項の中で、例年、税の平等性、滞納を許すなみたいなことをずっと書かれていたのを非常に心にとめているんですけども、その中で、令和6年度について、滞納繰越分の決算が不納欠損に大きくかじを切っているというか、ずっとこの説明資料のほうで見えておりますけれども、滞納繰越分の令和2年度から令和6年度までの経緯の中で、令和6年、5年は大きく不納欠損のほうにかじを切っております。税率もかなり上がっております。また、収入未済額は激減しているというふうに私は取っております。それぞれの、非常に大きなかじを切られたし、私もいろんなお金を徴収する業務に携わったことがあって、お金を回収するというのは非常に難しい業務だと思うんですけども、どういうふうな技が使われたのか、どういうふうな仕組みでこれだけ立派に取って取り抜かれたのか。税の公平性というのは大事だと思うんですね。夜討ち朝駆けじゃないですけども、そんなこともあるいは必要になるか

とは思いますが、そういうところをお伺いして、税の徴収方針について伺いたいと思います。

### ○出雲 誠税務課長

決算内容説明書の21ページの表の下のほうに、滞納繰越分でございます。この表が、左のほうが調定額で、毎年こんだけの滞納繰越額があります。その隣が決算額ということで、滞納額から徴収をした額となっております。令和2年度が500万円台、それから令和6年度1,100万円台ということで、徴収額が増えております。

白石町は、平成21年から県のほうに徴収の職員を派遣しまして、徴収業務について勉強してきております。そこで学んだ知識、ノウハウを生かして滞納処分等を行っているところです。未納者には、まず督促状を出して催告をしたり、電話での連絡を取ったり、銀行訪問をしたりして納税を促すわけなんですけど、どうしても入らない方については、再度納税相談等をして分納計画を立てたりというところで、黙っとけば5年で時効が来るものですから、分納計画を立ててもらったり、現金等で分納していただいたりして、なるだけ時効を延ばしてるような状態です。そういう中で、これまで培ってきた収納のノウハウというところが生かして、結果的に徴収率が上がってる、特にここ一、二年は非常に滞納の徴収率が上がっておりまして、非常に職員が頑張ってくれてると思っております。

そういうことで、徴収の技術といいますかノウハウをいろいろ習得した結果が徴収率が上がったという形になっておりまして、不納欠損額の話もありましたが、不納欠損額が増えてるのは、徴収をする中でなるだけ税金の時効が来ないようにということで、分納とか一部入金とかしていただいて、ずっと納入を促しております。そういう長い期間をたって、どうしても入らなくなってきたら財産調査等してみると、資産もない、現預金等もないというような方たちについては、もうこれで入らないだろうというところで執行停止をして、黙っとけば3年間で時効が来るというふうな形になります。

そうやって長い間時間をかけて納税相談等々をしたり分納計画で分納していただいたりしても入らない分については、ある時点でそういう執行停止をかけて不納欠損という形でしたのが、令和2年度、3年度は9万円、6万円と1桁台だったものが、令和5年、6年と30万円台に上がったというような、結果的にはそのような形になっております。

### ○中村秀子議員

お金のことですので、本当に職員さんの御苦勞を感じるころですが、令和6年は、決算書でもありますが、非課税世帯だとか均等割世帯だけは10万円、10万円て給付がありましたよね、物価高に伴う給付が。それは、この人たちには行かない世帯ですかね。そういう税金も払って未納の人たちには、給付金は行ったんですか、行かなかったんですか。

### ○出雲 誠税務課長

給付金については保健福祉課のほうで担当しておりまして、この滞納がある方たち

イコール給付の対象者かどうかというのは分かりませんが、基本的にこの給付金、税務課も昨年度、課税世帯で定額減税ができないところに調整給付金という形で給付事業をやりましたが、ここについての給付については、未納者の税金を取らないことを約束の上で給付をしております。だから、保健福祉課でやった低所得世帯、非課税世帯等についても取ることができませんので、給付はしても、そこから納入というのはできませんので、世帯とイコールになってるかどうか、そういうところまで突合という、全然してない状況です。

### ○内野さよ子議長

ほかに。

### ○吉岡英允議員

今、中村議員が聞かれた同じところでまたお聞きをしたいと思います。

説明資料の21ページ、個人町民税の事業実績の、先ほどは滞納繰越分をされたんですけども、現年課税分で私はお聞きをしたいと思います。

それは、収入済額が令和6年度で8億2,048万1,130円ございますですけども、この表を見てみますと、令和2年から令和6年というふうなことで5年間の推移を表に載せてありますけども、令和6年度が一番最低の収入額じゃないかなと思います。それの、なぜ6年度が少なくなった、その要因と今後の見込みをお知らせを願いたいと思います。

なお、徴収率を見てみますと、99.何ぼというようなことで、あまり毎年変わらないような徴収率はあると思いますので、その辺も加味して説明をお願いします。

### ○出雲 誠税務課長

同じく21ページの現年度の課税分ですが、調定額を見ていただきますと、令和2年が8億5,200万円と令和6年度が8億2,500万円となっております。この5年間を見てみますと、約8億円から10億円の間で推移をしているような状況です。

まず、令和5年度が10億円、ここが飛び抜けて高くなっておりますが、これは令和4年産のタマネギの高騰による分です。

先ほど質問がありました令和6年度の8億2,500万円ということで、ここが一番低くなっておりますが、これは昨年度実施しました定額減税が影響しております。定額減税で8,800万円の減税を行っておりますので、本来であれば9億1,300万円の収入がある予定でした。もちろん国のほうから交付金という形でいただいておりますが、町税としてはこの5年間の中で一番低いという状況になっております。

今後の見込みというところですけども、うちの白石町は農業とか1次産業が盛んなまちですが、どうしても町税の割合で言いますと勤め人の給与が一番影響しております。ここの給与が上がれば町税も上がるというような状況で、この調定額を見てみますと、5年度が突出している部分を除けば、少しずつ増えつつあります。令和5年度が8億7,000万円、令和5年度は10億円ですが、令和6年度が実際なら9億1,300万円、令和7年度は9億5,800万円を今のところは予定しております。ということで、

少しずつ町税も上がっている状況です。

これは、国が実施しております新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年の改訂版というのがございますが、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇のノルム、ノルムとは社会通念ということらしいですけども、賃金上昇ノルムとして定着させるため、我が国の雇用の7割を占める中小企業、小規模企業者の経営改革の後押しをし、賃上げ環境の整備を通じて、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現、定着させていきたいというような計画書がございます。国がこういう形で力を入れて頑張っていたいただければ、おのずと町税も増えてくるんじゃないかならうかと思っ

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○吉岡正博議員

先ほど答弁のあった件で確認なんですけど、総合戦略課の雑入なんですけど、559万円の収入未済額は行政処分の家屋解体の部分ということですね。あれは、何か記憶ではもう大分前のような記憶があるんですけど、何年経過してるんでしょうかということと、それに対する時効中断の措置というのはなされているのかお尋ねなんですけど。

### ○山口裕一総合戦略課長

期日については、先ほど申し上げましたように令和4年1月13日に行いました行政代執行分でございます。

そして、行政代執行分の未回収金でございますけれども、現在のところ競売をいたしております。2回競売を行っております。次回3回目ということになっております。ここも、当然私たちも買受け介入等の周知ですとかそういったところに努めている状況でございます。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○重富邦夫議員

町民税のことでお伺いをいたします。

これページは、内容説明書の21でいきましょうか。

先ほど税務課長の御答弁聞いてますと、将来的な税収の町民税見込みとしても増額になるんじゃないかというような話であったんですけど、そこに対して、人口減少の影響とかそういったところはどうのように勘案されてるんでしょうか。

### ○出雲 誠税務課長

人口減少のところですが、白石町、ずっと人口減少が続いておりまして、それに伴

って税額も減っていくのかなという思いがあるんですが、実際のところを見ていただきますと、8億円から10億円の間を推移していますが、近年の物価高に伴って、賃金のアップというのが非常に言われております。まだまだその物価上昇に賃金アップが追いついていないというところで、今後もそういうところを力を入れていかれるのであれば、人口減少以上に収入のほうが上がるのではないかなと思ってるところです。

#### ○内野さよ子議長

ほかに。

#### ○重富邦夫議員

収入が維持されれば本当に結構なことではありますけれども、住民の皆さんに町民税及び住民サービスに対しての満足調査みたいなのは、この執行部の中でされたことはあるのでしょうか。税金を払う側、それから受ける町民サービスに対しての満足度調査です。

#### ○大串恭隆企画財政課長

重富議員さんの質問にお答えをいたしますが、税の負担をしていただいと。それに対する町民の享受をどうして受けてるのかというふうなことだと思いますが、そういった部分の調査というのはしたことございませんで、今、次の第4次の総合計画をつくるために、住民アンケートを2,000人対象と、あと小学校6年生と小学校3年生に対してアンケート調査をしておりますが、その部分の内容につきましては、白石町について満足してますかとか、どういうふうなまちを望みますかとか、そういったまちの総合的な将来像と現状の不満というふうなことについて調査をいたしております、重富議員が言われたような内容とは若干ニュアンスが違うのかなというふうな状況でございます。

以上です。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝上広行議員

すみません、一番最初に質問しておいてなんですけど、もう一回確認なんですけど、決算内容説明書の話で、予算の主要事項説明書と決算説明報告書は連動してると言われて、何か変わって今後は連動してますよという内容で理解、よかったのかなというのと、概要説明書で何か時間外が増えるから難しいですというのは、毎年大体コピーして必要などこだけ変えてるから、それをがらっと変えたら時間外が増えて大変だからという趣旨だったのかなと理解したんですけど、それでいいのかというのと、そしたらせめてですます調とである調ぐらいはまとめてもらってもいいんじゃないかなと思ったんですけど、そこら辺どうなのかなというのと、あと、すみません、監査委員さんからリクエストがなかったんでというのも理由にあったんですけど、これって監査

委員さんに今聞いていいんですかね。

### ○稲富健朗代表監査委員

今、溝上議員から質問がございました。

実は私も、例えばMS明朝体に統一するとかポイントを統一しようかと、そういうことは思っておりました。それで、次回からお願いしようかなと思っていた次第です。実際そのとき言っても、ポイントを変えたり字体を変えたりすると表が崩れたりいろいろするものですから、多分時間がかかると思って、今回は言っておりましたが、それは次回から私も要望したいとは思っております。

### ○大串恭隆企画財政課長

先ほどの溝上議員からの質問でございますが、当初予算のときの主要事項と決算の説明報告書は連動してるか連動してないのかと言いますと、手元にも資料があるんですけど、連動してるか連動してないかというのは連動はしてます、そこは。ただ、今年だけが少し掲載の仕方を変えてるので、順番がずれてるということでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、歳出に入ります。

歳出の48ページから57ページの財産管理費まで、質疑ありませんか。

### ○吉岡正博議員

決算書の50ページ、タブレットでは56ページになりますが、こちらに2の1の1目の一般管理費がございました。この関連になりますけれども、お聞きしたいのは別添資料でして、決算審査意見書の32ページ、タブレットでは34ページになります。

こちらの上のほうに(5)というのが書いてあって、ここなんですけど、事務的なミスが非常に多かったと感じておりますという監査意見書がついておまして、これに関してなんですけども、事務的ミスにつきましては、議員としても度々報告を受けたと感じております。ミスが多くなった原因の分析結果は何で、その対応はどのようにされたのかということ、それから、この頃見ますと、職員のメンタル病気も多いように感じますが、ストレスとか特性によるミスにはどのような対策をされたのかということ。

それから、この審査意見書の中に書いてあるのが、コンプライアンス委員会の設置について検討を行っていただきたいという記述がございますけれども、これについてどういう準備をされてるのかお尋ねしたいと思います。

それから、もう一つですが、今度は概要説明書の、これページ振ってないので、タブレットで5ページになりますが、概要説明書の(2)に、人事評価制度についてですが、評価結果を勤勉手当の成績率への反映、昇給への反映を実施しているというふう

に書いてありますが、反映した成績率の増減率と、昇級者の該当人数はどれくらいおられるのかをお尋ねいたします。

以上です。

#### ○谷崎孝則総務課長

4点の御質問についてお答えをいたします。

まず、事務ミスなどに対する対応というところですが、令和6年度におきまして、事務ミスが多かったという監査委員意見書での御指摘をいただいておりますけど、原因につきましては、担当職員の不作為や不注意、そして職員間のコミュニケーション不足なども影響しているのではないかと我々としては思っております。

そのために、ミス防止のための研修の受講や事務処理の手順の再確認、そしてこれはもう基本ですけど、報・連・相です、報・連・相の徹底などを行ってきているところでございます。また、チェックリストなどを作成をいたしまして、各課の係員の全員で業務の進捗などを共有していくというようなところで、複数の目での再チェックと確認をできるようにするなど、チェック体制の強化にも取り組んでいるところでございます。

そして、2点目がメンタル関係ですね。メンタル病休者の対応につきましては、2箇月に一度、臨床心理士によるカウンセリングを実施をしております。受診希望者を募っております。また、高ストレス者や人事異動等で職場環境の変化があった職員に対しましても受診の勧奨を行っております。

特性によるミスにつきましては、職員から自分の特性についての申出があった場合には、そのミスが特性によるミスだと判断をできますけれども、発生したミスが特性によるものかどうかの区別は、なかなか断定はできていない状況でございます。そのため、先ほどの内容と同じような対応ではございますけれども、何度も繰り返すようなミスであれば、職員個人に対しまして計画的な研修の受講やスキルアップのための上司などからの指導や助言を行うことと、そういうことに取り組んできているところでございます。

そして、3点目がコンプライアンス委員会の設置についてでございますけど、まず総務課の決算審査の際にも監査委員のほうから御提案いただいております。今後の必要性等を考慮いたしまして、設置が必要かどうかの検討を今後していきたいと思っております。

あと、4点目でございますが、人事評価の結果の反映についてでございます。評価の区分に応じて増減率を設定いたしまして、勤勉手当の支給率に反映をさせていただきます。評価につきましては、S、A、B、C、Dの5段階評価で、B評価を基準といたしまして、S評価は100分の10以内、A評価は100分の5以内を勤勉手当のほうに加算することといたしまして、逆にC評価は100分の5以内、D評価は100分の10以内を今度は減算をすることといたしております。

令和6年度につきましては令和5年度の評価結果を反映をいたしております。S評価はおりませんでしたけれども、A評価の人数は30人、C評価は3人となっております。

以上でございます。

**○吉岡正博議員**

すみません、先ほどの答弁の中で、最初のミスの原因のところでは不作為、不注意、コミュニケーション不足というお話がありましたけども、その後のところでも、特性によるものは、申出によるから分かってないかと思いますが、ストレスによってのミスとかというのは答弁にはありませんでしたけど、あっていないということでしょうか。

**○谷崎孝則総務課長**

そこはなかなか把握ができていないところではございますけど、その職員が所属をしております課長、課長補佐などとは常に連携をしながら、ストレスを抱えているだろうと思われる、年休の取得状況でありますとか、そういうところから発生したミスというところは、各課とも連携して検証はしてきている。そして、職員のフォローとかそういうところを、常々我々も、町長、副町長、教育長のほうからも指示を受けておりますので、人事担当部署を中心に各課連携して取り組んでいるところでございます。ストレス関係の職員の対応ですね。

以上です。

**○内野さよ子議長**

暫時休憩をします。

10時50分から再開します。

10時33分 休憩

10時50分 再開

**○内野さよ子議長**

会議を再開します。

質疑ありませんか。

**○中村秀子議員**

決算書57ページ、それから説明書が10ページですね。

公民館の交流館についての改修工事なんですけれども、この中で交流館内装工事、有明公民館機能移転に伴う天井、間仕切り、床、カウンター等の改修に200万円程度かかっているんですけども、この公民館機能というものが、もう何回も一般質問の中でも聞いていることなんです、大丈夫ですかって。公民館、住民のサービスとしてのいろんな文化的な活動を支えるだけのことが交流館の中でできますかということは何回も質問しているんですけども、今の交流館の在り方について、私たち何回か少人数で利用させていただいてるときに、1階で利用できる部屋が1部屋、2階で利用できる部屋が、階段上がって西側の大きな部屋が2つ、それから東側の奥に1個、あとは年間使用みたいな、何かスポーツ協会であったり育児サークルであったり、みらいネットの会だったり、それから「あい」がありますね。ほとんど使えない。何かサークル活

動をして、文化的な活動を支える公民館であるのかという点で改修工事がなされたのかですね。

この前、本当少人数でお借りしたときに、たった4人で使用するとき、一番、2階の8号室というめちゃくちゃ広い部屋で、使用料も高い、冷房料も高い部屋をあてがわれたんですけども、もうちょっとコンパクトに、住民サービスのできるような施設への改修とかというのができたのかどうか確認いたします。

### ○大串恭隆企画財政課長

交流館の関係ですので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、これからの内装改修工事につきましては、有明公民館が閉館をしてからということで、閉館する前から有明公民館で使用していただいております各種サークル、各種団体等とずっと何回も協議を重ねて、移転先というような形で御了解をいただいて事務を進めてきております。

先ほど中村議員がおっしゃいましたように、1階の執務分につきましては、一番、入って左側のところに小部屋があったわけですけども、あそこの部屋を開放していただいております。それと、2階につきましては、階段上がって北側の部屋の改修をして、貸出しをしております。その後、階段を突き当たったところの20人ぐらいが入る部屋なんですけども、あそこも最初、体育協会が入ってたんですけども、そこも交渉いたしまして、20人ぐらい入る会議室ですので、貸していただけないかということで調整をさせていただいております。

もう一つですけど、2階の北側のところの、以前から要望があったダンスの関係でフィルムミラーを購入をいたしております、様々なサークル活動に使用していただくというようなことで、御不便をおかけしてとは思っておりますが、あくまでも公共施設のマネジメントの関係もございまして、施設については減少の方向性でございますので、現有の施設を有効利用してということで、町民の皆様の方で、有明地域にかかわらずほかの地域の施設も使っていただけて結構ですので、そういった形で使用していただければなと思っておりますのでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

お願いですが、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。また、マイクにつきましては、自分に合わせて少し高さを調節をしてください。お願いします。

では、58ページの行財政事務改善費から74ページの監査委員費まで、質疑ありませんか。

### ○重富邦夫議員

内容説明書の18ページ、お願いします。

J R長崎本線利便性向上促進事業の件です。ここの旅費の中で、状況調査5,680円ということで、この状況調査費で何をどこまでどう調査をされたのか。また、その結果とJ R九州への要望活動、これはJ Rを使用して要望活動に行かれたのか、そのあたりのところをお聞かせください。

### ○山口裕一総合戦略課長

内容説明書のほうに記載されてますように、乗降調査を行っております。普通旅費については、実は乗降調査するに当たってもJ Rの料金が発生します。そういうことです。

まず、ここに書いてありますように、チームDでございますけれども、江北、白石、太良、鹿島、佐賀県のほうで、長崎本線上下分離後でございますけれども、この区間の利便性の向上、そして利用促進に向けた会議、活動を行っております。乗降調査についてもこれと同じ目的で行っているところです。

乗降調査につきましては、令和6年度の乗降調査ですけども、7月4日朝7時から23時までの乗降調査、そして7月8日、これ5時10分から、24日までということで、職員のほうも乗りまして、乗降調査を実際行っているという状況でございます。

上り方面が全体で2,428人で、中高生については1,820人ということで、全体の7割以上が中高生ということで、下りホームについては2,380人、そして中高生が1,758人ということで、これも全体の73%乗降しているという状況でございます。これにつきましては普通列車での乗降調査となります。肥前鹿島駅1,162人、肥前白石1,056人、江北駅1,021人となりまして、実は普通列車では肥前白石駅が江北駅を上回って、2番目に多い乗降数なんです。

先ほど要望等ということでございましたけれども、こういう中で、今全部は申し上げませんが、様々な課題点というのが浮かび上がってまいっております。それに対しまして、長崎本線期成会というものがございます。これは各首長、そして県会議員によって、長崎本線沿線自治体の、組織されてるわけですけども、こちらのほうと連携しながら、J Rに継続的に要望を行っております。

令和6年度で改善できた事項といたしまして、肥前浜駅での乗換えの改善、それと肥前白石駅、白石高校の補習の実は時間に合わせたダイヤの変更をしていただいております。これは、J Rの対応としては、ダイヤを変えてしまいますと、ここの高校に合わせたダイヤの組替えをしてしまうとほかの高校がまた時間帯がずれるとか、そういった問題があるので、非常にハードルが高いものなんですけれども、異例の対応だと思っております。異例の早さで、こちらのほう、対応していただいたと、白石高校のカリキュラムに合わせてですね。それと、江北駅での跨線橋の乗換え、これ対面の乗換えができんということで非常に不便であったということが、67.9%まで対面の乗換えとなっております。それと、高校のテスト期間に合わせて臨時列車、これを増便で運行してもらっています。

こういった調査結果より浮き彫りになりました課題を改善してもらっておりまして、今後も調査、要望活動を行うことで、長崎本線の利便性の向上、これに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○重富邦夫議員

それでは、期成会があるということですがけれども、他市町との連携するようなこと、利用促進に伴って連携するようなことなどございましたらお知らせをいただきたいと。

#### ○山口裕一総合戦略課長

まず、事務方レベルの、先ほど申しましたようにチームDというのを組織しております。これは、おおよそ年間4回、5回、必要があれば、もう6回でも7回でもというような形で、県を含めたところで連携を取りながら、こういった要望をしていくかということについて話し合いをしております。

それと、実は令和4年9月23日というのが上下分離の開始になってるんですけども、それに合わせてイベントをやっております。今年も行います。肥前白石駅でも行います。である活動でございますとか、10月1日には企画列車ということで、博多から実は大浦のほうまで往復で企画列車を走らせたりですとか、そういった活性化に向けての活動をやっているということでございます。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○吉岡正博議員

決算書では64ページになりますけれども、内容説明書の7ページ、タブレットで言うと12ページになります。

こちらにデジタル業務効率化支援事業というのがありまして、その中の一番下に、3、事業効果というのがございます。その記載の中に、効果としてですが、業務の時短化、それから入力ミスの削減、職員の負担軽減や電子申請については利用件数が増えという語句ではありますが、どのくらい増減があったのかということをお尋ねしたいということです。

それから、もう一つ、職員が主体となった改善が継続できる研修というのが最後に書いてありますけれども、これはどういう内容の研修かをお尋ねいたします。

#### ○谷崎孝則総務課長

デジタル業務効率化支援の事業の取り組みというところで御質問でございます。

業務の時短化、そして入力ミスの削減、そして職員の負担軽減や電子申請についての利用件数という問いでございますけれども、デジタル業務効率化支援事業につきましては、主にデータ入力等の繰り返し行う事務に関しまして一部自動化を行いまして、業務の効率化を図っているところでございます。

令和6年度の実績といたしましては、8業務の事務につきまして一部自動化などを行いまして、削減時間といたしましては合計で224時間程度、削減率が36%の効果があつたと測定をいたしております。入力ミスの削減、そして職員の負担軽減につつま

しては数値の測定はしておりませんが、業務の自動化による負担軽減により効果はあったものと我々としては思っております。電子申請につきましては、令和6年度実績といたしまして、町民向けの申請や調査等の受付といたしまして、83の手続、延べ7,387件の利用となっております。

そして、2点目のお尋ねですけど、職員が主体となった改善が継続できる研修とはどういう内容の研修ですかという御質問でございます。

令和6年度の研修といたしましては、庁内のトレーニングと、職員のRPAへの浸透を図る目的。RPAと申しますと、ロボティック・プロセス・オートメーションの略ということでございまして、パソコン上で行われる定型的な事務作業をソフトウェアのロボットによって自動化をする技術や概念というところで、RPAというところのそういう浸透を図っていくという目的で研修を行っております。エクセルのマクロなどの取り組み、そういうところで2日間実施をいたしまして、28名の職員が参加をいたしましたところでございます。

以上です。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

74ページの社会福祉費から86ページの国民年金費まで、質疑ありませんか。

#### ○吉岡正博議員

すみません、続けてですが、決算書では78ページになってきますけども、内容説明書の47ページ、タブレットでは52ページになります。それから、その次のページにもなりますが、似たような話なんですけども、障害者自立支援給付費の19節の扶助費内訳、それから障がい児通所支援給付費の同じく19節扶助費の、人数の見方を教えていただきたいんですが、例えば障害者自立支援給付費の中の訓練等給付費の就労継続支援B型1,229人とありますが、これは支援を受けた方が町内に実人数で1,229人おられたと見るのか、この見方が間違えてるのか。それから、先ほどの、今度は次のページの障がい児通所支援給付費の放課後等デイサービスが853人となっておりますが、これは給付を受けた方が町内に実人数で853人みえるのか、それにしても多いなと思ってるんで、見方を間違えてるんじゃないかと思って、確認でございます。

#### ○小野 勉長寿社会課長

まず、決算説明報告書の47ページの障害者自立支援給付費の就労継続支援B型1,229人ですけども、この人数につきましては12箇月の累計ということですので。12箇月の延べ人数です。実質は114名の方となります。実人数114名、延べ人数で1,229名と。同様の記載となっておりますが、48ページの障がい児通所支援給付費、この中の放課後等デイサービス853人、これも延べ人数でございます。実人数は84名となっております。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○中村秀子議員

説明資料の31ページ、32ページ、34ページにわたる物価高に伴う低所得世帯支援給付金についてですが、決算書では76ページになっておりますが、これ同じような給付が何回もされてるんですけれども、この2つの給付に200世帯以上の世帯があるんで、これ世帯人数、1人世帯でもそうであるのか、5人世帯でも1人世帯でも、世帯人数は関係ないのかということをお伺いしたいと思います。

また、令和5年度に給付された世帯は給付されないが、6年度に新たに非課税世帯となったり均等割課税となってる世帯数がこの249と226、そういうふうが増えてるのかということだと思っております。また、6月3日が基準日であるんですけど、同じ作業だと思うんですね。この作業の効率化についてはどのように取り組んでいらっしゃるのか。また、12月には再度住民税非課税世帯になった方というのが1,548世帯ということなのか。何か非課税世帯多いな、7,500世帯のうちのそのくらいが非課税世帯なのかなという感じなんですけども、令和7年度現在はどのような状況なのかお伺いいたします。

#### ○山下英治保健福祉課長

低所得世帯の給付についての御質問でございます。

初めに、非課税化給付と均等割のみ課税化給付については、いずれも世帯の人数には関係なく、1世帯当たりの給付となっております。

それから、次の質問では、令和5年度に給付された世帯は給付されないが、令和6年度に新たに非課税世帯または均等割のみ課税となった世帯の数がこの数なのかということでございます。御指摘のとおりでございます。新たに非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯で、令和6年度に給付をした世帯数となっております。

それから、物価高騰に伴う非課税化給付、均等割のみ課税化給付、子育て世帯加算の3つの給付が6月3日を基準として実施をしたわけなんですけれども、まず新たに非課税世帯または均等割のみ課税世帯となった世帯を確定させた上で、子育て世帯加算分をプッシュ方式で支給をし、事務の効率化を図ったところでございます。

なお、3つの給付金を一まとめにして一括して支給するためには、時間的制約がある中で、システムによる対応が困難と、それから名寄せ作業時の人為的なミスをなくすため、一括での給付方式は採用をいたしておりません。

それから、12月に再度住民税非課税世帯になったのは1,548世帯かということでございます。御指摘のとおりで、6年度に給付した世帯数となります。

それから、最後に令和7年度現在の状況はどうかということでございますが、令和6年度に給付した世帯の状況はどうかということかと思っておりますけれども、現在、状況調査したわけではありませんので分かりませんが、所得状況とか世帯の状況が前

年度と同様であれば、物価高騰が続いている昨今においては、生活は厳しいのではないかというふうに推察をしております。

以上です。

**○中村秀子議員**

1,548世帯は非課税世帯ですよ。均等割世帯がプラスどのくらい世帯があるのかですね。それと、そういう世帯の中で、税金の滞納世帯とかというのは把握してらっしゃるのかお聞きいたします。

**○山下英治保健福祉課長**

滞納状況については、把握はしておりません。

それから、均等割世帯が何世帯かということについても、現在では把握はいたしておりません。

**○内野さよ子議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○定松弘介議員**

決算内容説明書の51ページ、タブレットの56ページですが、社会福祉士制度が導入されておりますが、その実績をお尋ねいたします。

**○小野 勉長寿社会課長**

社会福祉士制度という御質問ですけれども、社会福祉士を配置したことによる成果、そういった部分でよろしいでしょうか。

**○内野さよ子議長**

質問をもう一度お願いします。

**○定松弘介議員**

そうです。実績です。

**○小野 勉長寿社会課長**

分かりました。

長寿社会課には社会福祉士を3名配置しております。本事業に記載しておりますが、給料、職員手当、共済費、この部分につきましては、会計年度任用職員1名分となっております。

長寿社会科には地域包括支援センターと成年後見支援センターの2つのセンターを設置しております。令和6年度実績で1,379件の長寿社会科で相談を受けております。中でも社会福祉士のこの3名ですけれども、成年後見58件、虐待96件、認知症226件、こういった部分で他職種との連携が必要な業務、そういった部分で対応しております。

会計年度任用職員も同じようにほかの職員と変わらずこういった業務に当たっております。

特に、今お話ししました成年後見、虐待、認知症、こういった相談は非常にいろいろな要素が複雑に絡んでおりますので、大変時間がかかっております。高齢化が進むということがあっておりますので、今後、社会福祉士の役割というのはさらに重要になってくると、こちら理解しております。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

86ページの児童福祉総務費から93ページの子ども・子育て支援事業費まで、質疑ありませんか。

### ○吉岡正博議員

決算書の91ページからになります。内容説明書の40ページ、タブレットの45ページに該当します。

ここに学童保育事業費がございまして、2の事業実績の中の14節工事請負費に、内容説明として須古小学校学童保育室エアコン設置工事というのがございます。これは、昨年度エアコンを設置いただきましたが、この決算ですが、それでも今年の夏は室温がまた30度を超えた状況になりまして、再度、今年度もエアコンを設置していただいております。これは速やかな対応に感謝申し上げます。

今回、須古小学校でしたが、ほかの学童保育室の高温対策というのは問題なかったのかを確認させてください。

### ○山下英治保健福祉課長

須古小学校の学童保育室以外については、確認をしたところ問題ないということでございました。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

決算書93ページ、説明書42ページ、地域子育て支援事業ですけれども、これ一時預かり事業のことなんですけれども、これ、時間外で預かるときに、単価が園によって定めるとはあるんですけれども、余裕活用型では1日利用で2,000円、半日利用1,000円、幼稚園型は1時間100円、えらい違うなと思ってるんですけれども、その根拠となるものは何なんですか。その根拠を教えてくださいということと、それと1日利用するときの給食は提供していただくのでしょうか。

### ○山下英治保健福祉課長

一時預かり事業の利用料につきましては、事業の内容、型によって単価が異なってまいります。地域子育て支援拠点事業を行いながら実施している社会福祉協議会の一般型の場合には、町内在住の方は1時間300円、町外在住の方は1時間600円となっております。保育園などで実施をされている一般型と余裕活用型であれば、4時間を超える場合は2,000円、4時間以内の場合は1,000円の利用料となっております。また、幼稚園型の場合には実施事業者で利用料を定めることになっておりますので、違いが生じております。

以上のようなことから、事業者により利用料が異なるという現状になってございます。

なお、給食費については、別途利用料が必要となっております。ただし、社協で行っております一時預かり事業は、給食の提供はしてはおりません。

以上です。

### ○中村秀子議員

それは読めば分かるんですけども、そういう料金となっている何か法的な根拠とかというのがありますか。

### ○山下英治保健福祉課長

社協等で行っているものとか一般型等については、白石町の一時的預かり事業の実施要綱に基づいて料金の徴収をしておるところでございます。

それから、その他の分につきましては、子ども・子育て支援事業等の国の基準等が示されておりますので、それに基づいて徴収をされておると。その基準の範囲内で、各園で料金等を設定をされているというふうに承知をしております。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

94ページの保健衛生費から103ページの労働諸費まで、質疑ありませんか。

### ○吉岡正博議員

決算書では101ページに該当いたしますが、内容説明書の53ページ、タブレットでは58ページになります。

その中の真ん中のほうに2の事業実績というのがあって、その12節委託料の欄の一番下に、その他運搬委託(魚死骸運搬委託)ということで1万1,000円上がっております。魚の死骸ならば可燃物袋で出せるかなと思うんですけども、わざわざ別途委託になっている理由はなぜでしょうか。お尋ねです。

### ○川崎美津夫生活環境課長

今回、地元のほうから地沈水路に魚が大量に浮いていると、そういった連絡があったため、現地を確認後、職員が回収を行っております。通常は、職員が回収して佐賀西部クリーンセンターまでトラックで運搬、処理を行っております。しかしながら、今回、広範囲で死骸の回収の量が多く、役場で所有をしております運搬用のボックス、これに入り切らないと判断し、また魚の臭いとか、汁が垂れて運ぶ間に周辺に巻き散らかす懸念があったと、そういったことで、委託業者に依頼し、パッカー車に積み込んで佐賀西部クリーンセンターまで運搬をお願いしたことによる委託料ということです。

以上です。

### ○吉岡正博議員

今の話聞いて、大量に地沈堀で魚が死んでいたという原因は、何か酸欠なのか農薬なのか分かりますか。

### ○川崎美津夫生活環境課長

その時点ではどういった原因だったのかということまでは把握はしておりませんが、その後、ほかの魚が死んだといった情報はありませぬので、多分酸欠ではなかったのかなと思っております。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

決算書96ページ、説明資料の44ページですけれども、出産子育て応援給付金事業についてです。

この中で、下のほうの22節返還金利子及び割引料という項目があるんですけども、これ妊娠届時が88人、出生時が85人、3人どうなったのかなというふうに思っておりますし、これ前年度を調べてみたら、届けが令和5年度110人で、実際、出生届時の給付金を上げたのが92人となっております。前年度は18人ですね。この差というのはどういうふうな原因で生じたものなんでしょうか。

### ○山下英治保健福祉課長

令和5年度の差が非常に18人ということで大きいということで、何か理由はあるのかということをございますけれども、令和5年度における妊娠届出時の給付数と出生届出時の給付数の差、これについては、出生届出時の給付を申請をされる前にほかの市町村に転出された方が10名ほどいらっしやったということで、それが一番大きな原因ではないかというふうに分析をしております。

それから、出生時の給付金と妊娠届出時の給付金にはタイムラグがございますので、

同一年度で必ず同一の数字になるというわけではございません。

以上です。

#### ○中村秀子議員

腑に落ちないんで、出生届前に転出されたってどういう意味ですかね。妊娠時に届け出るとするのは、住民票は妊娠時に白石町に転入されたり、いたりした、子どもが生まれたら、生まれる前にいなくなった、それが10人も、何か腑に落ちないんですけれども、どういうふうに分析されてますか、それは。

#### ○山下英治保健福祉課長

妊娠届出の給付については、当然、妊娠をされた、それが分かった時点で届出をされて、給付を申請をされます。それから、大分月日が流れて、いざ出産をされるというまでの間に、例えば他の市町村に転出をされたということで、家庭の事情等いろいろあるかとはございますけれど、その差について、個別に担当のほうで精査をしたところ、10件程度の転出が確認をされたということでございます。

以上です。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

103ページの農業費から116ページのため池等整備事業費まで、質疑ありませんか。

#### ○吉岡正博議員

すみません、度々で。

決算書は108ページに該当しますが、内容説明書の60ページ、タブレットでは65ページです。

ここに元気な地域創造モデル事業というのがありまして、そのこの1の事業概要の中の丸、事業内容、そこにリモコン草刈り機導入による省力化実証実験ということが書いてあります。これは、この実証実験の後の発展的に、江北町のような無線草刈り機による作業受託事業のようなことを考えておられての実証実験なのかをまずお尋ねしたいと思います。

もう一つです。

決算書では112ページに該当しますが、内容説明書の78ページ、タブレットでは83ページになります。

ここに水利施設等保全高度化事業というのがありまして、その左側に決算額(予算額)があるんですが、ここを見ますと、予算額が1億2,430万円に対しまして決算額が5,897万1,000円で、執行率が47%となっております。非常に半分以下の執行率なんですけど、理由は何でしょうか。地元からは早期着工の要望は多いと思いますけども、これについてお尋ねいたします。

### ○吉村 浩農業振興課長

元気な地域創出モデル事業についてのお尋ねでございますけれども、事業内容のほうにはリモコン草刈り機の導入による省力化実証試験ということでしております。この事業につきましては、県費となっておりますけれども、財源は全て国庫で、町の持ち出しがない事業ということで、非常に人気がある事業でございます。中山間地域の振興を目的としておりまして、今回はこの白岩地区の果樹試験組合のほうでこの取り組みをしていただいております。璃の香の農地においてリモコン草刈り機を導入して、今までのやり方よりも省力化するというような実験を行うと、そうしないと補助がもらえないということでもあるんですけども、そこに使うことになっておりまして、江北町のような事業とかとはまた違うものになっております。

以上です。

### ○吉村大樹農村整備課長

水利施設保全高度化事業の御質問でございます。

予算額1億2,430万円に対し、執行率が低いのではないかと御質問でございますが、内容説明書の表中の下段のほうに記載しておりますが、次年度繰越額ということで、2路線の工事、6,270万円を繰り越すということで記載をしております。

この6,270万円につきましては、令和6年度末に国の補正予算が配分をされまして、本町で令和7年度に施工を計画しているこの2地区の事業について前倒しで内示があったため、3月議会でこの6,270万円の工事費を増額しまして、工事自体は7年度へ繰り越すということで御承認を受けた部分となっておりますので、実際の執行額は全体繰越額を含んだところで示しておりますので、47%というふうになっております。

以上です。

### ○吉岡正博議員

ありがとうございます。

すみません、草刈り機のほうが、私の聞き方が悪かったんですが、この事業そのものは璃の香の事業というのは承知しておりますが、ここで実証の実験をした後、これを基になって次の段階でそういうことを考えてますかということ、江北町さんみたいなことを考えてますかということか、考えられますかというお尋ねです。

### ○吉村 浩農業振興課長

この事業自体につきましては白岩地区だけの事業でございまして、ほかの中山間地にまた拡大をしていくとかそういうことについては、財源とかもございませんので、今のところそういうことは考えておりません。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑はありませんか。

### ○重富邦夫議員

内容説明書の61ページをお願いします。タブページで66ページですね。

さが園芸888整備支援事業ですけど、ここの支援の機械の種類が様々ございますけれども、数年前から農業関連の機械に電波使用に関するところでいろいろお話をさせていただいたりしているところなんですけれども、いろいろなメーカー側の規制であったりそういうところで、現状、町民全体を網羅するような支援事業にならないのでというようなことで進んでないんですけど、では、GPSを使うということはもう間違いないので、機械そのものにGPS機器を導入するということをこういった機械補助の中に組み込んでいただけないものなのかなというふうなことをお聞きをいたします。そういうことが採択できるのかどうなのかというところですね。お願いします。

### ○吉村 浩農業振興課長

このさが園芸888整備支援事業でございますけれども、県の単独事業でございます。現在、この中では、先ほどスマート農業におけるRTK基地局のお話と思っておりますけれども、そういうことについては事業の対象としては今のところございませんので、今この事業では取り組みはできないというようなことになっております。

### ○重富邦夫議員

大きな話とかではなくて、GPS機器ですね。別売りであるわけじゃないですか、150万円か200万円か恐らくするわけなんですけれども、そういうのをこの888の中では取り扱えないというような答弁だったんでしょうか。それとも、その可能性はあるんでしょうか。申し訳ないですけども、もう一度お願いします。

### ○吉村 浩農業振興課長

この事業につきましては、園芸の作物になってございます。スマート農業で通常使用されるのが、トラクターだったり田植機、そこにGPS機能をつけて自動操舵システムということになるんですけれども、この事業の中ではトラクターだったり田植機のほうは対象になってございませんので、園芸というのが一番この事業の趣旨になっておりますので、この中ではスマート農業対応の農機具については対象になっていないということになります。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

116ページの林業振興費から125ページの観光費まで、質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

決算書123ページ、説明資料68ページです。

観光強化費についてです。

この中で、庁舎内に観光協会を設立して、いろんなWi-Fi、電話だとか作られたりされてるんですけども、そもそもいつまで庁舎内に観光協会として設置しているのか。もういろんな電話だとかWi-Fi機能だとかそういうものを設備投資というふうに考えるんですけども、そういうふうなことをするという事は、ずっと庁舎内にいるんじゃないだろうかというようなことを思うんですけども、そこら辺、答弁をお願いいたします。

#### ○筒井 直商工観光課長

観光協会の事務室につきましては、町との情報の共有、連携を図りながら事業を進めていく必要があることから、まずは白石町役場の商工観光課内に設置をいたしました。将来的には、今後の事業展開次第ではございますが、庁舎外に事務所を構えることも想定しておりますが、現段階では業務的また位置的にも最適、ベストと考えております。

しかしながら、今後、町と連携かつ役割を決めながら業務を進めていく中で、現事務室が手狭あるいは不便となるような場合が予想されましたら、新たなふさわしい場所への移転を同時に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○定松弘介議員

決算書の122ページ、タブレットで71ページです、内容説明書の71ページです。

事業実績の中に白石町特産物PR推進協議会というのが名前が上がってますが、この所在地と、どういった方で構成をされているかお尋ねします。

#### ○筒井 直商工観光課長

まず、構成ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

白石ブランド確立対策事業につきましては、農協や漁協、町内直売所から組織いたしまして、商工観光課が事務局として成った白石町特産物PR推進協議会を組織しております。

以上です。

#### ○定松弘介議員

そのイベント等が、ここに日程など記載をされておりますが、タマネギフェア、2日間で実施、そしてまた次の佐賀さいこう！応援団、これ1日等々でかなりの、旅費関係の計上がないんで、どこで支出がされてるのか、どこで精算をされてるのかお尋ねいたします。

#### ○筒井 直商工観光課長

各イベントにおいて町から参加を要請したりとか、職員の旅費につきましては、基本的に町費として負担しております。白石ブランド確立対策事業におけます白石町特産物PR推進協議会が行う事業に必要な経費につきましては、その協議会に交付しております白石ブランド確立対策事業費補助金で支出しております。イベント等の参加、開催に伴う旅費等の経費についても、その協議会で支出をしております。

以上です。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○中村秀子議員

決算書121ページ、説明資料81ページの漁港整備事業費ですけれども、この中で、財源がその他の財源ということで受益者負担分というのがございます。19万3,000円。この受益者って、どのくらいの数なのか。また、この受益者は、将来的に観光漁業などを配慮した白石地域水産業の拠点というふうに書いてありますけれども、白石地域水産業の拠点、観光漁業とかというような言葉が並んでいるんですけども、こういうふうなことはどのようなことを想定してここに書かれているのか、説明をお願いいたします。

#### ○吉村大樹農村整備課長

まず、受益者負担分の19万2,500円の受益者数でございますが、この分担金につきましては、新有明漁港の泊地の浚渫に係る経費に対する分担金ということで徴しております。人数は、受益者数としては、新有明漁港を利用する新有明支所の漁業者が25名、そして白石支所の漁業者が13名、合計の38名というふうになっております。

次に、観光漁業ということでございます。本町では、新有明漁協及び住ノ江漁港を本町のノリ等の生産拠点漁港として現在整備をしております。整備後の漁港は、効率よく陸揚げができるようになることから、就労環境が改善されると思っております。また、白石遊漁船による有明海遊覧等の観光漁業の乗船場として使用も想定をしておりましたが、現在、白石遊漁船会は漁業者の減少により活動を休止されている状況です。

私の記憶で申し訳ございませんが、町内の旅行事業者が、以前、有明海クルーズということで、一つの旅行の行程の中に組んでいただいたことがございました。実際、何人来られたのか、実施できたのかは確認はしておりませんが、今後、漁港が整備されたら、そういった形での観光漁港としての使用をお願いしたいなと思っていたところがございますが、残念なところ、先ほど申しましたとおり、今その遊漁船会が休止状態ということになっております。観光漁業として、今後の漁港施設の活用については、関係漁協のほうと協議をしまして、遊漁船会の復活も相談をしてみたいというふう考えております。

以上です。

**○中村秀子議員**

観光漁港というような、この漁港整備には毎回補正予算も組まれてて、莫大な金額をかけられておりますよね。38漁家の人たちも一生懸命頑張っていると思いますけれども、観光というとまた別問題になってきて、そこら辺は先ほどの商工観光課とか観光協会とは連携をしていかなければいけないと思うんですけれども、そこに投げかけるというようなことはされてるのでしょうか。

**○吉村大樹農村整備課長**

先ほど答弁しました町内旅行者との有明海クルーズの話は、私が前任、商工観光課長でございましたので、そのときに話が出たわけですが、そのときに、その計画をされた次の年から遊漁船会が活動を休止したということになっています。

今後の観光漁業につきましては、当然のとおり商工観光課また観光協会と連携しながら行っていきたいと思っております。

以上です。

**○内野さよ子議長**

これで質疑を終わります。

暫時休憩をします。

午後1時15分から再開します。

11時47分 休憩

13時15分 再開

**○内野さよ子議長**

会議を再開します。

125ページの土木総務費から137ページの防災費まで、質疑ありませんか。

**○定松弘介議員**

防災費のことでお尋ねをいたします。

決算書ページ、多分137ページだと思います。防災行政無線の件についてお尋ねをいたします。

1億7,800万円という計上がありますけれども、維持管理費等について、毎年どのくらいかかっているのか、確認をお願いします。

**○谷崎孝則総務課長**

防災行政無線の保守点検のまず委託料につきましてですけど、121万円の決算でございます。あと、防災行政無線の回線の保守委託というところで55万円の決算でございました。

以上です。

**○定松弘介議員**

今、教えていただいた数字とかなり違いますが、1億7,800万円という数字が上が

ってるじゃないですか。この経費は何の数字なんですかね。

**○谷崎孝則総務課長**

この分につきましては、機能を拡充するための整備事業を昨年やらせていただいております、その分の事業でございますけども、工事内容についてでございますか。

**○定松弘介議員**

ということは、6年度でこの金額がかかったということなんだと思うんですけど、毎年かかってくるわけじゃないですよ、もちろん。そのことです。

**○谷崎孝則総務課長**

失礼いたしました。

昨年度、機能拡充のための事業をやらせていただいたということで、6年度だけの事業でございます。

以上です。

**○定松弘介議員**

毎年かかってないということですよ。

防災無線の利活用の件でもう一回確認をしたいんですが、今、防災行政無線で放送があつてのは、火災時だとか避難時、熱中症アラートの放送、子どもの夏休み、冬休みの帰宅時間等の連絡、大雨が予想されるとき水路の事前排水とかそんなところで活用がされてると思うんですけども、今、有明地域で地域づくりのことでやってるんですけども、その皆さん方に周知して集まっていたきたいというようなときの連絡等は、この行政無線ではできないんですかね。

**○谷崎孝則総務課長**

本町の防災行政無線の利活用につきましては、平成29年に策定をしております本町の防災行政無線の運用要綱というところで策定をしております、この要綱に基づいて運用をさせていただいております。

先ほど議員からも紹介がありましたけど、内容といたしましては、災害時の避難情報はもちろんのこと、町内での火災発生や鎮火などの情報、そして行方不明者の捜査協力などの依頼放送、また町が実施をいたしますイベントや行事等の実施や中止時の放送というところで行っております。基本的には町民の生命や財産保護のための緊急情報を優先して現在実施をしているところでございます。

先ほど議員がおっしゃられたような各地域での行事といいますか、そういうところへの利活用はできないかというところでございますけども、この辺はこの防災行政無線の活用というところで、ほかの自治体も苦慮されてる部分も同じような状況だと思うんですけど、防災行政無線というところでの国庫事業に取り組んだ経緯もございまして、防災行政無線として整備をしておりますので、何でも、お話はよく分かります。分か

りますけど、現在のところはこういうところで、ある程度運用の基本的なところはもう要綱で定めて活用させていただいてると。できるだけこういった緊急とか、全町的なお知らせを緊急的にしなければいけないときとかというところでの運用をさせていただいてるといふところでございます。

以上です。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○重富邦夫議員

予算説明資料の88ページ、タブでは93ですね。河川総務費。

お尋ねですが、ここの地方債のことですが、緊急自然災害防止対策事業債、ここの交付率だとかそういったところの中身を教えていただきたいことと、それこそ先ほどの8ページの防災施設整備費に使われている地方債の緊急防災・減災事業債、こういったもの、これ防災にも減災にもつながるようなものなんでしょうけれども、どちらもこれ使えるようなものなのか、そういったところまでお聞かせください。

#### ○鶴田浩紀建設課長

緊急自然災害防止対策事業債でのことなんですけれども、まず対象の事業といたしましては、地方単独事業でございまして、あと緊急的に自然災害の防止のために実施する防災インフラでの整備ですね。例えば道路とか治山、それから砂防、河川等が対象になつております、で活用する起債事業でございまして。

この内容なんですけれども、事業費に対しましては充当率がこの起債は100%というふうになってございまして、元利金等償還金に対して交付税措置率が70%というふうな措置になってございまして、事業自体が事業期間がございまして、令和3年から令和7年度、今年度までというふうになってございまして。ですので、白石町といたしましては、事業期間の延長につきまして各関係機関と連携を図りながら、今後、また延長の要望をしていきたいというふうな考えてるところでございまして。

あと、緊急防災・減災事業ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）この分についても、同じく地方単独事業として実施する緊急性が高く即効性のある防災・減災対策のための施設整備等で活用されるということです。これも同じく充当率は100%で、あと元利償還金に対する交付税措置率も同じく70%、そして事業期間につきましても令和3年から7年度まで、本年度までの事業期間というふうになってございまして。

以上でございまして。

#### ○重富邦夫議員

そしたら、自然災害防止対策事業債については、継続していただけるよう連携して要望していくというような話でした。もう一つの事業債についても、全く7年度で終了するのであるならば、同じように継続して要望していくというような理解でよろしいのでしょうか。ここはここでもう終了でそのままというようなことなんでしょうか。

### ○大串恭隆企画財政課長

内容説明書の防災施設整備費ということで、これ防災無線の整備に使っておりました、先ほどの交付率とか充当率の部分については同じですけども、あくまでも消防とか防災とか減災とかそういった部分に事業申請を出して、この緊急防災・減災事業をのせたいということで、前もって相談を県の担当課のほうにいたします。事業にのるようであれば受けられるんですけども、先ほど申しましたように、防災行政無線につきましてはもう6年度で整備が終わってるということから、この分についてはありませんで、建設課が行っております緊急防災・減災事業については、継続して今後も要望をしていくということでございます。

以上です。

### ○重富邦夫議員

じゃあ、この部分はもうそのまま終了というか、もう一つの緊急の事業債を活用すれば、インフラというような話でしたので、こういった部分にも使おうと思えば使えるという理解でいいのでしょうか。整備するものがなければ一緒なんだろうけれども、もしあった場合ですね。

### ○大串恭隆企画財政課長

先ほどの交付率とか充当率は一緒なんですけど、あくまでもメニューがございますので、メニューに沿った部分で、どういう起債があって、どの起債を使いたいということで申請をいたしますので、防災行政無線については、この事業がこの緊急防災の部分でのったということですので、また整備しないといけないような部分があれば申請をしていくということでございますけども、これは、時限立法と申しますか、3年間の事業計画とかというのがあって、その事業の中でのせたいとかということになりますので、今度のポンプの整備、7台があったと思いますけども、あれもこの事業にのせたいということで、今年度までの事業の期間だったものですから、7台一緒にのせたということでございますので、来年度以降どうなるかというのはまだ国のほうから出ておりませんので、まだ分かっておりません。

以上でございます。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

決算書129ページ、説明資料85ページです。

道路メンテナンス事業ということで、橋の点検、改修というような事業を行われておりますけれども、5年に一遍にやるということで、全体500くらいと思うんですけど、町内で橋の数というのは考えたこともなかったんで、幾つあるのかですね。

また、近接目視とかというそういう現場に見合わせたことがなくて、うちの辺にも

たくさん橋はあるんですけども、どんな橋でも橋に入ってるのか、うちの路地に入るところの橋もありますし、二級河川廻里江川に架かっている橋もありますし、そういう総じた橋なのか、そして目視点検は、実際しよんさあと見たことなかとですけども、どういうふうな点検作業、もう大きな作業だったら、何か橋梁の後ろに潜り込んでたたいて音を探るとかというような作業って映像では見たことあるんですけど、本当にそういうようなことが本町でされているのかなと思って質問しております。

また、2－5号橋側道業務委託ということの440万円、内容はどんなことでしょうか。どこが悪かったのかなと思ってます。

また、無名橋54の補修工事というのはどういうことを、工事の主な内容について答弁をお願いいたします。

### ○鶴田浩紀建設課長

まず、橋梁の数ですけども、現在、橋梁点検対象の橋梁は691橋ございます。この対象の橋梁といいますのは、橋の長さが2メートル以上の橋が対象になっております。

次に、近接目視はどのように実施をされてるかということですけども、この対象になってる橋は全て点検をいたしておきまして、橋梁点検における近接目視といいますのは、点検者が橋梁の各部材に近づいて、ひび割れですとか、それからあと腐食状況、それからコンクリートの剥離などの損傷や変調を肉眼で確認する点検方法です。おっしゃったように点検のハンマーでたたき打音調査ですとか、手で触る触診を併用いたしまして、現場の状況によりましては橋梁の点検車両、あとまたポート、脚立などを用いまして至近距離からの目視をすることで、異常を早期に発見して橋梁の健全性を診断することを目的といたしておるところでございます。

次に、2－5橋、側道橋の橋梁の調査業務委託の内容でございますけれども、この橋梁は白石中学校の通学路ともなっております。橋梁点検におきまして、橋の面の段差ができておりました。それから、鉄筋の露出も確認をされておりましたので、通行の安全を確保するため、今回、補修設計を行っております。その内容といたしましては、橋梁点検結果を基に、現地での外観の変状調査を行いまして、段差やひび割れなどの損傷の原因や程度を詳細に調査をいたしまして、補修が必要となる損傷箇所の抽出及び対策工法の検討、それを基に設計図、それから数量計算を行ってるところでございます。

次に、無名橋54の橋梁の補修工事の内容ということですけども、主な工事内容につきましては、小さいひび割れへの補修材の注入、それから大きなひび割れへの補修剤の充填工、それから劣化、それから鉄筋の腐食によりコンクリートが剥離した場合の断面修復工というのがございまして、そういったことで補修工事を行ってるところでございます。

以上でございます。

### ○中村秀子議員

この説明の内容にある早期措置段階、健全度Ⅲと予防段階、健全度Ⅱというような

ところが104という、これ2つ合わせて104で、これを点検、補修したのかなというふうに見てるんですけども、そこら辺ですね。その段階というのは幾つあるのかですね。

#### ○鶴田浩紀建設課長

健全度の段階でございますけれども、4段階ございまして、健全度Ⅰというのがこれはもう健全だということで、構造物の機能に支障が生じていない状態でございます。そして、健全度Ⅱと申しますのが予防保全段階、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態というふうにされております。そして、健全度Ⅲ、これは早期措置段階ということになっておりまして、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態、これはもう次の点検までに何か対策をせんといかんといいうふうな状況です。そして、健全度Ⅳ、これが緊急措置段階になっておりまして、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高い、緊急的に措置を講ずべき状態というふうになっております。以上でございます。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝上広行議員

先ほどの定松議員のやり取りで消化不良なところがあったのかなと思いますので、確認なんですけど、多分防災関係でしかこの設備は使えないで、すみません、防災行政無線の設備の使用の内容で、補助金とか国庫が入ってて、それで縛られてるんでなかなか難しいですよという趣旨の回答だったと思うんですけど、それでちゃんと確認が取れてるかどうかというのを聞きたいなど。本当に防災だけなのか、行政関係の放送もセットで使っていい設備の例えば範囲なのかもしれないなどという、そこいろいろなお金使って多分整備してるんで、すぐには回答できないと思うんですけど、本当にそこ全部完全に縛られて余地がないのかなというのが気になったので。

#### ○谷崎孝則総務課長

使える余地がないということではございませんで、本町の取扱い、運用の考え方というところが、ある程度本来の目的である防災情報の伝達と、先ほど定松議員からお尋ねがあったような地域からの要望などに応えていくための使い方、そういうところはできないことはないということです。しかしながら、本来の目的である防災情報伝達と通常の利用というところのバランスを我々としては考える必要があると思っております。現在のような運用になっております。

実際、地域ごと、あと各世帯に戸別受信機もございまして、その地域だけ流すということももちろんできます。それは可能でございます。しかし、先ほど言いましたような、言い方悪いですけど、何の情報でも、昔のグリーンネットのようなイメージでの活用というところまでは、防災行政無線では現在のところ考えてないということです。

以上でございます。

#### ○溝上広行議員

多分、何でもかんでもということ言ってるわけではなく、そういう余地があるのであれば考えてもらえないかということだと思います。だから、多分危惧されてるのは、1つのことをやったらもう何でもかんでもオーケーになるのは困るということだと思いますけど、それこそ運用で決めるべき内容だと思いますので、そこは検討の余地ありかなということ。なので、確認すると、施設のにも運用できる施設ではあるし、その補助金などの縛りでも、別にそこを否定してるわけではないので、あとは役場内での要綱の定め方次第ということによろしいですね。

#### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

137ページの教育委員会費から148ページの教育振興費まで、質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

148ページの学校施設整備費から159ページの社会教育施設費まで、質疑ありませんか。

#### ○重富邦夫議員

説明資料の101ページをお願いします。タブページは106ページですね。

文化活動推進文化財保護費、ここの中のその他委託料、コウノトリ営巣周辺環境整備ということで上がってますけれども、営巣周辺の住民の皆さんであったり、その周辺、営巣地の道路の利用者であったり営農者、こういったところへの配慮というものはどのようなことをされているのか、お願いいたします。

#### ○矢川靖章生涯学習課長

現在、コウノトリの営巣地周辺の農道は幅員が狭く、圃場耕作者の営農に支障を来すため、毎年、要所に看板を設置しまして、工作車両以外は進入禁止、駐停車禁止を呼びかけております。加えまして、決算にもありますとおり、土日祝日には交通誘導の警備員を配置いたしまして、営巣地周辺の営農者への配慮を行っているところです。また、周辺の混雑を防ぐために、町からは営巣場所の問合せがありまして非公表というところにしておりまして、新聞などのマスメディアに対しても、営巣場所が分かるような報道は控えていただくようお願いをしているところです。

以上です。

#### ○重富邦夫議員

分かりました。

配慮をやられている内容の話だったんですが、特段、営巣場所の地域周辺の方々から苦情等が出ているとか、そういった現状がございましたら説明をお願いします。

また、営巣周辺の農地の整備だとか用水路、また道路、農道等の整備等に規制がかかったり、そういったところはどのように考えられているのか、お願いいたします。

#### ○矢川靖章生涯学習課長

まず、苦情等なんですけども、苦情につきましては、営巣地は公表してないと言いながらも、いろんな情報を自ら得て、観察に来られたりとか写真撮影に来られたりというようなところがあっておりまして、看板等を設置してましても、車が邪魔になるというようなお話は聞いているところであります。

それと、あと農道とかそこら辺の規制とかにつきましては、毎年、現在のところ同じペアが営巣をしているところですが、仮に片方が死亡した場合、違うペアがやってきて同じ場所に営巣をするということは、そういうことばかりとは限りませんので、そのようなこともありまして、町としてはコウノトリを要している農道なりそういう整備とかそこら辺を含めまして、そういうところは予定をしておりません。

以上です。

#### ○重富邦夫議員

整備が、例えば役場内の工事とかではなくて、田面の工事だとか、要は地域性があるような工事、そういったところとかも規制がかかってしまえば、何となくコウノトリに対して感情的な部分では不満が募るといようなことにつながるわけですね。町がコウノトリに対してどこまで本気度があるのかということに結局なってくるんでしょうけれども、こういう営巣地の周辺の方たちへの配慮のやり方だとか農業に対するやり方、いわゆる農業と共生するようなプランというものを構築というか検討すべきことがあるんじゃないかというふうには思ってますけれども、ただ、何せこれは本気度がどこまであるのかでまた対応が変わってくるんでしょうけれども、そのあたりのところをどう考えられていますか。

#### ○矢川靖章生涯学習課長

コウノトリが白石町を選んで営巣してくれているということは、田園風景を含めた自然環境が豊かだということの証明だというふうに思っているところです。複数のペアが営巣する自治体では、農業のみならず自然環境の保全、生き物に関する学習、観光などに生かす共生アクションプランなどを策定されている自治体もございますが、まだ白石町につきましてはワンペアの営巣というところで、コウノトリのまちとしてまだ安定しているとは言えない状況にあります。現在のところは、コウノトリが持つ幸せ、赤ちゃんの誕生、自然環境、田園風景などのよいイメージを活用していきまして、コウノトリが選んだまちとして、コウノトリの保護、PRなどを関係各課連携して行っていければというふうに思っているところです。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○吉岡正博議員

決算書では150ページに該当いたします。内容説明書の99ページ、タブレットでは104ページになります。

こちらは新設小学校施設整備費ですが、この表の中の2の事業実績の中の14節工事請負費、その中に白石地域新設小学校造成盛土置場工事費359万7,000円がございます。近くを通りますと、それが出来上がっていつてるのは分かっておりますが、何かこの頃、非常に全国的にも適切な盛土が集まりにくいという話を聞きますけれども、造成をした上で、予定どおり盛土が集まるのかどうか、確認でございます。

### ○永石 敏新しい学校づくり課長

今回の白石地域新設小学校の造成に必要な盛土量につきましては約4万から5万立方メートルと、相当量の盛土が必要になると考えております。そのようなことから、昨年6月から、国や県の農林事務所などと事業により排出されます建設発生土の保有状況や今後排出される土量等について協議を行ってるところでございます。また、あわせて、受ける土につきましても、土質や地盤の強度を示す基準を設け、受け入れることといたしております。また、このほかにも各方面から問合せがっておりますので、良質な土質であれば受け入れていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がなければ、次に移ります。

159ページの保健体育総務費から168ページの実質収支に関する調書まで、質疑ありませんか。

### ○中村秀子議員

決算書の165ページ及び166ページにわたっておりますけれども、説明書の95ページです。

学校給食費についてですけれども、ここに国庫対象に小6、中3が入ってないようなんですけど、その財源はどこからかということと、一般財源に充当526万円というのがありますけれども、これが中3、小6の食材費に当たるにしては少ないなと思ったりしております。また、小6、中3給食無償化に伴う補助金、予算書のところにあります47万7,400円というのは、これ額的に微妙な数字なので、何なのかということ聞いております。

また、調理員報酬は何人分かですね。

令和8年度、国の小学校の給食費無償化の方針から、小学校の無償化を考えてるのかというところまでお願いいたします。

### ○久原正好学校教育課長

まず、決算内容説明書95ページ、タブレットで100ページの分です。

国庫対象に中3、小6を入れないのかというところの中の部分については、2の事業実績の内容説明の一番右のほう、うち国庫対象、小学校1から5、中学1から2、ということは6年生と3年生が入ってないというところなんですけど、給食費については、国庫の物価高騰対策対応重点地方創生臨時交付金、これを活用しております。その部分については、中3と小6が町の方針によって無償化してる所です。その部分については、直接、町独自の施策であるがためにその交付金の要件とならなかったというところで、中3、小6がそういった交付金の対象外というところとなります。

また、無償化に伴う補助金、これについては47万7,400円、ページで申し上げますと、タブレットの171ページですか、決算書の165ページの部分です。これにつきましては、町外に就学してる小・中学生、小6、中3の方が9名いらっしゃいますが、その方たちの無償化の補助金ということです。

あと、その残り、町内に通われてる中3、小6はというところは、学校給食費の食材費の中で直接町がお金を充当しておりますので、具体的に決算書には現れてこないという感じでございます。

あと、調理員の方、これは調理員報酬、タブレットで169、決算書で163ページですか、調理員報酬がございまして。それが何名かというところですが、令和6年7月まで自校式または旧給食センターの中で調理員さんがいらっしゃいました。その方たちは17名でございます。

最後に、小学校の無償化を考えているのかというところでは、これにつきましては、令和5年12月と令和6年12月の一般質問、令和5年につきましては溝口元議員さん、そして令和6年12月には草場議員のほうから一般質問をされております。

政府の方針として、令和8年度にまず小学校を念頭に無償化を行うというところが出されておりますが、その中で田島町長のほうより答弁をされているところです。子どもたちの健やかな成長には欠かせない大切な給食ということで、引き続き質の高い給食を提供するというのを念頭に置きまして、保護者の皆様方には負担をお願いしながら、小学校6年生と中学校3年生につきましては無償化をさせていただいているところと。そして、本町の財政事業を考慮しながら、また行政の最高責任者として健全な財政状況で将来も継続していくように努めるというところの中で、国の動向を見ながら引き続き検討させていただきたいという方針でございますので、現在のところ、来年無償化とかそういったところは、現在のところは検討の段階というところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

町長の答弁に、国の動向を見ながらということだったと思うんですけど、国の動向

は令和8年度から小学校無償化という道筋が見えてると思うんですけども、そこら辺の整合性とかというのはないんですか。

### ○久原正好学校教育課長

令和8年度から小学校を念頭にというところで報道がなされてるところですが、4月から始まるのか、そういったところの実際の部分については、いつ始まるかのところまでの報道がなされておりませんので、そこは見ながらというところの表現とさせていただきますところでは。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○吉岡正博議員

今の質問と同じページになりますけれども、対応説明書の95ページ、給食食材費ですが、その中の表の事業実績で金額が上がっております。需用費として9,744万円ほどですが、この中の米穀の購入費と米穀を除くところの町内事業者からの購入額を教えてくださいというのが1点目です。

それから、もう一つは、1つ手前の内容説明書になりますけれども、新給食センター建設事業費です。これに関してなんですが、昨年2学期から運用を開始しておりますけれども、何か地盤沈下によって配送車との接続部分に段差が生じているというのを聞きましたけれども、何か、もうやという話なんですが、そういうところ、事実関係がどういう状況であるかということと、今後どういう御予定でしょうかということでは。

### ○久原正好学校教育課長

まず、最初の御質問で、食材費9,744万3,625円のうちに、米穀の部分です。863万5,806円でございます。これがお米代ですね。あと、町内業者から調達した金額です。3,513万4,607円でございます。

そして、地盤沈下でしたかね。私も月に何回となく給食センターに行ってるんですけど、地盤沈下、実際に若干しております。令和5年10月にセンター、実際は完成して、令和6年9月から稼働しているというところで、もう2年近く、完成してたっております。その中で、先ほど申し上げたように地盤沈下が認められておりますけど、いわゆるパントリー、センターの西側に車両をつける場所がございます。そこを配送車を並べて実際に後ろをぱたんと開いてラックとかなんとかを運ぶわけですが、現在のところ支障はあってございません。

ただ、先ほど申し上げたように地盤沈下が若干認められておりますので、今後影響があるとか、それからそういった状況等がなった場合には、予想される、まだ大丈夫なんですけど、将来的には検討する必要があるかなと思っておりますので、今後、様子を見ながらというところになるかと思っております。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○溝上広行議員

概要説明書のタブレットのページで31ページと50ページのことでなんですけれども、前段として、この前の一般質問のときに友田議員の質問の中で、時間外の集計表というのが出されてて、それ見てなんですけれども、平均で1人当たり100時間を切ってるんですけれども、2つの課、農業振興課と生涯学習課は1人当たり200時間超えてるんですね。それを踏まえて、概要説明書の31ページで、農業振興課のほうでは、時間外が多いので削減努力をしていますと。ただ、今後もより頑張っていくますけれども、これまでの削減努力を行ってもなお時間外勤務が多いことは、他の課の職員と比較して不公平ですので、課の所管業務の変更などを求めていますという、結構悲痛な叫びに聞こえたんですけれども、というのがあったんですね。逆に、もう一つ時間外が多いという生涯学習課のほうの51ページを見ても、特にそこに触れられてなかったんで、この2課に、何か違う事情なのか、そういうのも含めて、この2つの課が何でこんなに時間外が多くなってるのかなというのその要因の違いがあるのかどうかと、これ全体的な、町全体でのマネジメントの話になってくるので、そこをどう今後具体的に対応するのかなというのが気になったので、お尋ねします。

生涯学習課長さんとしては、ここの時間外については私見としてどういうふうに思われるのかなというのもお伺いできればなと思っております。よろしくお願ひします。

### ○矢川靖章生涯学習課長

生涯学習課は、その名のとおり、住民の皆様が生涯を通して多様な学びやスポーツを通して心身の健康を保ち、住民間でのコミュニケーション活性化のために各種事業を行っております。そのため、各種講座、集会、スポーツイベントは住民が参加しやすい休日、祝日開催が多くなっております。この業務上の特性上、どうしても時間外勤務の時間数はかさできます。しかしながら、半日もしくは1日単位での勤務となった場合は、振休、代休を取らせていただいております。令和6年度は、振休、代休として処理した分の時間外勤務が、友田議員の一般質問時の請求資料、各課時間外集計表の時間数の中には約1,500時間含まれております。1人当たりでしますと、1人当たりで日数に換算しますと9日分程度というふうになりますので、平均ですけれども、それを振休、代休として取らせていただいているところです。

その約1,500時間を差し引いたら1人当たりの時間数は少ないかということ、そういうわけではございませんので、住民の皆様が参加しやすい行事としながらも、業務の効率化、見直しなどを行いまして、時間外勤務の削減に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

## ○溝上広行議員

全体のマネジメントに対する回答がないなというのと、すみません、勘違いしてました。時間外勤務の合計って、振休取ってなくなってるわけじゃなくて、振休にしたやつも加算されてこの金額ということなんですね。なるほど。

ということで、結局、町民の心身の健康ということなんですけど、職員の心身の健康も大事にしないといけないと思うので、町全体のマネジメントとして、取りあえず多い課が実際に2つあって、片や1つはもう大変ですよという悲痛な叫びをここに書かれているので、それをどう受け止めてどう対処するのかなというところの回答はいただけないですかね。

## ○谷崎孝則総務課長

役場全体のマネジメントというところで、本定例会におきましてもいろんな御質問をいただいております、この件に関してはですね。同じような答弁になるかも分かりませんが、まずはこの農業振興課、ほかの課でも各課長のマネジメントの下、時間外の縮小といいますか、少なくしていくための取り組みというところは各課長のマネジメントで取り組んでいただいているところをごさいますして、全庁的な取り組みとしても、これまで紹介させていただいておりますとおあり、例えば今日、本日水曜日であればノー残業デーというところでやってきておりますし、あとは時差出勤なども紹介をさせていただきました。そういうところで、引き続きそういう取り組みはもちろん継続はしてまいります、議員から御質問もあっておりました行政経営プランの目標を達成するために、さらに今後、実効性がある取り組みを全庁的に行っていく必要があると思っております。

まずは、この農業振興課のほうで今日御紹介いただいたような取り組み、実際実績が出ております、結果が出ておりますので、こういうところも我々人事担当の総務課を中心に、まずはこの実績の内容をしっかりと検証をさせていただいて、今後の全庁的な方針といいますか、時間外を減らす取り組みの方針、そういうところを考えていくというところでまずは検証を進めていきたいと思っております。

繰り返しの答弁になりますけども、今後そういう事務事業の見直しやそういう検証をしっかりとやっていけるような組織体制をまず整えていきたいなど、事務事業の見直しなど、あと行財政改革などに取り組める組織体制をまず整えると、そういうところで組織機構改革なども必要かなと思っております。

今我々が一つ研究しております一つ御参考までに申し上げさせていただきますと、御存じかも知れませんが、お隣、福岡県の古賀市のほうでは、庁舎の開庁時間を、従来、もちろん我々も一緒ですけど、8時半から17時15分というところを、古賀市では令和7年1月からは開庁時間を9時から16時まで、90分間の短縮を実施をされております。もう大分全国的にもこの働き方改革というところで御紹介をされてる事例でございます。この短縮をされた90分につきましては、職員の政策立案の機能を強化して、社会の課題解決の可能性を高めると、そういう時間に充てると。そして、住民サービスの質の向上のために使っていくというような古賀市の市長さんのお

話でもございました。

こういうところは非常に参考にさせていただきながら、この辺、住民さんもどう思われるかというところはもちろんあると思いますが、とにかくの原点に戻りますと、我々とにかくなぜ時間外を減らすのか、先ほど言いましたような町民の皆様方にとって価値のある業務、我々行政の責任として町民さんにとって価値のある業務に集中できる時間をつくるということも大事かなと。町民の皆さんと本当に向き合える時間をつくっていくというところも我々行政としてしっかり考えて、単純に時間外を減らすということではなく、そういう町民にとって価値のある業務に集中して、町民と向き合える時間もつくっていくというようなどころもしっかり考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

### ○溝上広行議員

全体のマネジメントという言葉だったので、その回答をいただいたと思うんですけど、それでも農業振興課さんはもう頑張ってるんで、多分一番言いたいのは、人を増やすか、仕事をどっかほかのところに回してくれんかねというマネジメントの話になると思うんですよ。なので、町全体で一緒に減らしていきましようは分かるんですけど、とはいえ突出してるところがあるので平準化してもらいたいんですけどというところなんで、平準化する、明らかに2課増えてるわけで、そこをどうやって平準化するのかというところについての何か御回答があれば、今検討中のこととかあれば教えてください。

### ○谷崎孝則総務課長

先ほども冒頭で申し上げましたけども、事務事業の見直しというところに本格的に本腰入れて取り組みたいと我々としては思っております。そういうところに本腰を入れて取り組むための組織体制を整えたいと、今年度中に、そういう検討をただいまやっております。そこはもう役場全体でのもちろん庁議の場などで行財政改革、組織機構改革というところで今後提案していきたいというところで、担当課としては準備を進めてるところでございます。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに。

### ○重富邦夫議員

説明資料の102ページをお願いします。

スポーツ人材育成補助事業ですね。ここで、高等学校生徒下宿等費用補助金と内訳として2件で40万円ですけれども、ここの普通に48万円になるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったところと、空き家事業ですか、そういったところの連携はどうなっているのか、お願いいたします。

### ○矢川靖章生涯学習課長

高等学校生徒下宿費用の補助金ですが、実績としては白石高校の陸上部、3年生2名の方に補助金を交付しております。月2万円の補助で、40万円ということでは計算が合わないというところですけども、3年生というところで、もう部活を卒業した後は自宅からの登校というところもありまして、途中で自宅に戻られているというところで、40万円ということになっております。

### ○山口裕一総合戦略課長

現在のところ空き家との連携はございませんけれども、考え方として、下宿と空き家との恐らく連携を取ってはというような活用のお話ですので、総合戦略課のほうの見解としてなんですけども、基本的に民間との連携であるとかNPOを利用したところでの連携というのはありなのかなと思っております。現在、空き家を活用して下宿先を生み出すという直接的な公共での事業というのは予定してないんですけども、ニーズとして、遠方からの高校生の下宿先のニーズであるとかそういったことは高まってきている状況というのは把握をしております。ただ、行政機関が直接単独で、例えば空き家のリノベーションの活用を行うですとかというのは、極めてこれはリスクが高いものと思っております。採算性の問題です。

それと、こういったところでは空き家を放置するという一石二鳥という部分のリスクというのは軽減できますけども、劣化した場合の高額な費用であるとか、先ほど申しましたように収益性であるとか、管理、維持の負担であるとかを考えると、非常に行政機関としては単独では取り組みにくい問題でございますので、ここは民間であるとか法人との連携がベターだと思っております。

空き家のリノベーションですけども、これは下宿だけの話ではないんですけども、手法としては、今一般財団法人の、学校関係であるならば地域教育魅力化プラットフォームとの連携ですとか、あとリノベーションから管理委託をそういった形で行う方法ですとかございます。これも例えばなんですけども、高校の下宿であれば、県のSSPの下宿に係る建設費の補助ですとか、そういった公共的な補助制度などもございますので、個人及び法人により民間による初期投資が行われて、管理、運営までを行っていただくほうが現実的でベターなのかなと思っております。

そういったところで、当課としては民間のほうに働きかけも行っておりますし、連携に関しては各種団体との間口を広げながら、必ず公共事業ありきという形ではなくて、もっと違ったアプローチで考えていくという手法も、これは幅広く考えていかなくはないと思っております。

以上です。

### ○内野さよ子議長

ほかに。

### ○溝上良夫議員

給食センターの件です。地盤沈下の件、初めて聞きました。答弁の中でいろいろありましたけども、肝心の設計者と施工業者の意見は当然聞いてるんですよ。その回答はどういうふうなものがあったんでしょうか。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

新給食センターのほうの工事につきましては、新しい学校づくり課のほうで行っておりますので、お答えをさせていただきたいと思います。

今回の新給食センターにつきましては、旧給食センターの南側ということで、もともと造成地をされたところでございます。しかしながら、高められておった地盤でございましたが、令和元年の降雨量を見て、今の高さでは配送車がかかるのではないかとこのところから、一部盛土のほうを行っております。約30センチから50センチ程度の盛土を行ったというところで思っております。今回、その盛土を行った分で沈下が生じたものというところで考えてるところでございます。

なお、完成後、建物の周辺のクラック等が出たところについては、1年点検、また今後2年点検を行う予定といたしておりますので、そのほうも含めて確認をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○溝上良夫議員

まだ全然対処してないということですかね。

30センチの盛土で、すぐ沈下するもんなんですか。常識的に考えられないですけど、施工ミス。今まで地盤沈下、昔からありましたけども、今は地下水のくみ上げもなくなって、地盤沈下というのはあまり話に上がってきません。昔は、地盤沈下の理由で、こちらの事業者を呼ぶこともできないという理由が、地盤沈下がありますからという執行部の答弁、昔からありました。そういうのもなくなって、30センチの盛土で地盤沈下するもんなんですか。当然、早めに業者に言うべきだと思いますけど。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

約30センチから50センチの盛土を行ったと申させていただきました。議員言われますように、地下水のくみ上げによる地盤沈下につきましては完全になくなっていてるものと考えております。しかしながら、先ほど申しましたように30センチから50センチの盛土をしたことにより、軟弱地盤がある層の部分の部分が幾らか沈下をしたものというふうに思っております。

以上です。

#### ○久原正好学校教育課長

メンテナンスの件ですね。地盤沈下が若干起こってるというところの中で、1年点検の中で、周りのコンクリート等を確認しながら、若干開いてるところを詰めたり、そういったところで補修をさせていただいているところです。

以上です。

**○溝上良夫議員**

すみません、しつこくて。

小さなことですが、その補修はこちらでやってるんですか。業者の責任、そこから辺はないんですかね。

**○永石 敏新しい学校づくり課長**

1年点検、2年点検で業者に施行をお願いした分については、業者の費用負担、業者が負担をしたというところでございます。

以上です。

**○内野さよ子議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○谷崎孝則総務課長**

先ほど溝上広行議員に対する答弁の中で、補足をさせていただきます。

私のほうから紹介をさせていただきました福岡県古賀市の取り組みというところで、窓口の受付時間を90分短縮されているという取り組みを御紹介させていただきましたけど、大事なことを私申し上げておりませんで、申し訳ございません。補足させていただきますけど、この取り組みの舞台裏には、DXの推進、そこをしっかりと取り組まれておりまして、電子申請や証明書のコンビニ交付などが非常に進んでるというところで、来庁者が減ってきているというところから、こういう発案をされて取り組まれているという部分で、大事な部分を御紹介しておりませんでした。申し訳ございません。補足させていただきます。

**○内野さよ子議長**

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめて、明日18日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ、明日18日に延会することに決定いたしました。

本日はこれにて散会します。

14時26分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月17日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 吉岡 正博

署名議員 岸川 信義

事務局長 中原 賢一